

令和4年3月25日 招集

令和4年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会



議事日程

門真市教育委員会第3回定例会  
 令和4年3月25日（金）午後2時  
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （令和4年度門真市立学校管理職人事について）	1
第4	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について （令和4年度門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用について）	4
第5	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について （総合教育会議の招集について）	6
第6	議案第10号	令和3年度大阪府中学生チャレンジテスト（1年生・2年生）結果の公表について	7
第7	議案第11号	門真市学校運営協議会規則の制定について	9
第8	議案第12号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	15
第9	議案第13号	令和4年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について	18
第10		諸報告	20

## 承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について  
(令和4年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求め  
る。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平





## 承認第3号

### 臨時代理による事務処理の承認について

(令和4年度門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導  
ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任  
用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度 門真市任期付市費負担教員 配置校一覧

門真市教育委員会

配 置 校	教 員 名
古川橋小学校	津國 和孝
上野口小学校	東出 愛美
速見小学校	橋本 楓佳
脇田小学校	西岡 妙紗
北巢本小学校	千原 優子
第二中学校	岩西 涼花
門真はすはな中学校	山崎 郁美



## 承認第4号

### 臨時代理による事務処理の承認について (総合教育会議の招集について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、総合教育会議の招集に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 議案第10号

令和3年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果公表  
について

令和3年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

### 提案理由

令和3年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）について、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

令和3年度 中学生チャレンジテスト（1・2年生）  
結果概要（公表内容）

- 1 調査結果概要 中学校1・2年生
- 2 中学校1年生（国語・数学・英語）  
標準化得点を活用した対府比較及び経年比較 過去5年間の推移等
- 3 中学校2年生（国語・社会・数学・理科・英語）  
標準化得点を活用した対府比較及び経年比較 過去5年間の推移等
- 4 生徒アンケート調査結果

## 議案第11号

### 門真市学校運営協議会規則の制定について

門真市学校運営協議会規則を次のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、門真市立学校における学校運営協議会を設置するため、必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

## 門真市学校運営協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、門真市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(協議会の責務)

**第2条** 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、在籍する児童又は生徒の保護者及び所在する地域の住民（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を推進することにより、学校及び保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置等)

**第3条** 教育委員会は、前条の責務を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による通知をした対象学校に協議会を置こうとするときは、当該対象学校の校長に意見を聞くとともに、保護者等の意見を尊重するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

**第4条** 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。

- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

**第5条** 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、任命権者又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の責務を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して次に掲げる事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に関すること。
- (2) 個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に関すること。

3 協議会は、前2項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取し、その意見を尊重するものとする。

(学校運営等に関する評価)

**第6条** 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(保護者等の参画促進等のための情報提供)

**第7条** 協議会は、対象学校の運営について、保護者等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、第2条の責務を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を保護者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と保護者等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

**第8条** 協議会の委員は、6名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 地域学校協働活動推進員
- (3) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (4) 対象学校の所在する地域の住民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合には、速やかに新たな委員を委嘱し、又は任命するものとする。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

（守秘義務等）

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

**第10条** 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

**第11条** 委員の報酬は、別に定める。

（会長及び副会長）

**第12条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第13条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（会議の公開）

**第14条** 会議は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）第6条に規定する不開示情報に含まれる事項に関する協議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な協議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（研修等）

**第15条** 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

**第16条** 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（委員の解嘱等）

**第17条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解嘱し、又は解任するに相当する事由が認められ



る場合

2 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第12号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会  
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

新たに（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会及び門真市就学支援委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関	名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
略						略					
(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会	委員5人以内	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	経歴又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	教育部教育企画課						
門真市就学支援委員会	委員15人以内	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 心理に関する専門的知識を有する者 (4) 門真市立学校長 (5) 門真市立学校教員 (6) 本市の職員	1年	教育部学校教育課						

改正後					改正前				
			(7) 前各号 に掲げる もののほ か、門真 市教育委 員会が必 要と認め る者						
備考 略					備考 略				

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第13号

令和4年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針  
の策定について

令和4年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

令和4年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、本案を提出するものである。

## 令和4（2022）年度

# 門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、授業改善を中心に、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修を実施し、力のある教職員の育成を推進します。

### 1 教職員のキャリアステージに応じた研修

教職員のキャリアステージを初任者基礎期、基礎充実期、ミドルリーダー期、リーダー期に区分し、それぞれの期に必要な資質を育成する研修を提供します。

### 2 授業改善を中心に門真市の教育課題に対応した研修

学習指導要領に則った授業改善（門真市版授業づくりベーシック）を推進し、日々の授業が子どもたちの資質能力の向上に結びつく、実践的な研修を実施します。

また、本市の生徒指導の改善をさらに進めるため、開発的生徒指導の具体的なあり方や、ソーシャルスキルトレーニング、いじめ・不登校・体罰防止等についての研修を実施します。

学校組織の改善を図るため、教務主任、首席等を対象とする研修を実施します。

### 3 校内研修支援

各学校における校内研修の活性化を図るため、担当指導主事やスクールアドバイザー等による校内研修支援を行います。

## 諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和3年度末・4年度当初における教職員人事異動の概要について
2	「第11回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
3	令和4年度大阪府中学生チャレンジテストの参加について